

ちょうせい



特別寄稿

公害調停のすすめ（その3）

—全体構想の一環として—

第56回公害紛争処理関係ブロック会議

第50回公害苦情相談員等ブロック会議

令和6年度公害苦情調査結果報告

ネットワーク

がんばっています

近年の苦情と対応、未然防止について

[大阪府茨木市]

「丸く収める」ということ

[大分県中津市]



中津市山国町の猿飛千壺峡 (写真左上)

本耶馬溪の青の洞門 (写真左下)

耶馬溪ダム記念公園「溪石園」 (写真右)

(写真提供：大分県中津市)

Contents

2 特別寄稿

公害調停のすすめ(その3) —全体構想の一環として—

弁護士 (元公害等調整委員会委員)

つづき まさのり
都築 政則

8 第56回公害紛争処理関係ブロック会議

第50回公害苦情相談員等ブロック会議

公害等調整委員会事務局

12 令和6年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局

18 法曹関係の皆様への周知活動について

公害等調整委員会事務局

21 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局



茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」

(写真提供：大阪府茨木市)



わかぞのこうえん
若園公園バラ園

(写真提供：大阪府茨木市)

<ネットワーク>

22 がんばっています

近年の苦情と対応、未然防止について

大阪府茨木市産業環境部環境保全課主査

みやい ゆういち
宮井 優一

「丸く収める」ということ

大分県中津市企画市民環境部環境政策課環境保全係主任

ふじの しょうへい
藤野 奨平

27 公害等調整委員会の動き(令和7年10月～12月) 公害等調整委員会事務局 ※

32 都道府県公害審査会の動き(令和7年10月～12月) 公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真「きよたに清溪地区の棚田」 <関連：22 ページ> (写真提供：大阪府茨木市)

茨木市の北西に位置しており、自然豊かな山々を背景に集落が並び、東部には佐保川が流れています。その流域には棚田をはじめとする耕地が多く、美しい里山の風景を織り成しています。

また、この清溪地区を含む市の北部地域「いばきた」は、市街地からのアクセスが良好で、茨木のキリシタンの歴史や発見された遺物を展示公開している「キリシタン遺物史料館」、木工クラフト体験等ができる「里山センター」、キャンプサイトを4つも備えた「青少年野外活動センター」、季節を感じるイベントやいろいろな料理講座も体験できる「de 愛・ほっこり 見山の郷」など、魅力的な場所がたくさんあります。

公害調停のすすめ（その3）

－全体構想の一環として－

弁護士 つづき 都築 まさのり 政則

（元公害等調整委員会委員）

1. はじめに

前回は審査会における調停の強みと特色について説明し、その点について、審査会会長、委員ないしその候補者と事務局担当者との間で認識を共有することの重要性を説明した。

今回と次回の2回に分けて、審査会の調停の強みと特色を活かした調停運営の具体的な内容、すなわち調停成立に向けて行われるべき調整のノウハウについて説明をすることとした。

公害等調整委員会（以下「公調委」という。）が令和4年度及び5年度に実施した騒音事件に関する研究会（以下「騒音研究会」という。）の調査の一つとして行われたアンケート（全国47の審査会に送付し25団体から回答、全国186

の市区町村公害苦情相談窓口担当部局に送付して114団体から回答。「令和5年度報告書（令和6年3月）」参照）では、「必要な事項」としてすべての回答が挙げたのが「当事者間調整のノウハウ」であった。

審査会における調停の現状として、成立率が決して高いとはいえないという点について述べた上で、調停成立に向けて行われるべき調整の内容を説明するが、今回は、その中でも騒音被害を内容とする調停申請において調整すべき内容を説明し、アンケートで示された上記の必要性に少しでも答えたいと思う。

2 審査会における調停の現状

騒音研究会において、平成23年から令和4年までに全国の審査会に係属した騒音（低周波音を含む。）に関する調停申請事件472件について調査したところ、調停が成立したのは109件で23%であった。その109件のうち、調停内容が確認できたのは104件であるが、自治体による測定調査が行われたのは、33件で32%であった。当事者による測定が行われたものも5件あったが、そのすべてにおいて自治体による測定も行われていたため、残りの68%は何らの

測定調査も行われることなく調停が成立したことになる。また、調停成立までに調停期日が開かれた回数は、平均で5.9回であった。自治体による測定が行われた33件のうち、測定結果について何らかの基準超え（低周波音の場合は「基準」は存在しないので「公害調停のすすめ（その4）」で解説する「参照値」超えをいう。以下、低周波音も含めて「基準」に言及する場合は同じ）が確認されたものが11件で、基準未満が1件、他は調査結果について記載されて

いなかった。調停内容が確認できた104件のうち、受忍限度を超えたものとして被申請人側が対応をすべきこと（例えば、「被申請人は、申請人との敷地境界（別紙図面に位置を図示）に高さ〇メートルの遮音塀を設置する。」）が条項に定められたもの（以下「被申請人要対応」という。）は94件（90%）で、現状では受忍限度を超えず被申請人の対応が本来必要ないものの被申請人が任意に応じるとした内容（例えば、「（対象機器）を適切に使用し、（対象作業）を可能な限り丁寧に行うことを約束する。」）が調停条項に定められたと理解できるもの（以下「被申請人任意対応」という）又は現状維持（例えば、「被申請人は今後も（対象施設）から発生する音の敷地境界における数値が規制基準を下回る状態を保持するものとする。」）を内容とするものが10件10%であった（被申請人任意対応と現状維持の両方を内容とするものも含む。以下、「被申請人任意対応又は現状維持」という場合は同様である。）。なお、基準超えが認められた11件のうち10件は被申請人要対応となり、基準未満の1件も、被申請人要対応の内容となっている。

以上の調査結果から指摘できることは、まず、調停成立割合は23%であるから、審査会に調停を申請しても77%の8割近くは成立しないという結果になっているということである。

また、調停成立事案のうち、測定が行われたのは32%で、68%は何らの測定も行われないことなく、当事者間の調整、正に「互譲による話し合い」で成立に至ったとすることができる。しかも、調停成立に至るまでの調停期日の回数は約6回であり、調停委員会がねばり強く調停期日を重ねて互譲を引き出した結果、調停成立に至っていることが読み取れる。

そして、そのようにして成立に至った調停の

内容は、90%が被申請人要対応であり、受忍限度を超えたとは認めない被申請人に対しねばり強く説得を重ねて被申請人から受忍限度超えを前提とする何らかの対応を引き出すことによって成立に至っているといえることができる。

前回紹介した審査会の調停受付相談の担当者の説明、すなわち「調停とは、当事者が互譲による合意に達するための話し合いの場を提供するものです。」との説明はこのような現状を踏まえたものと考えられる。

ちなみに、同じ調査期間に、公調委に係属した騒音、低周波音の事件は、106件であり、そのほとんどは裁定申請事件であるが、裁定申請事件でも多くの場合職権で調停に付するため、28件（26%）で調停が成立している。そして、その成立事案のうち24件（86%）で公調委が職権による測定調査を行っている。自治体による測定や、当事者の提出した測定結果を利用する場合もあるから、ほとんど全部の事案で何らかの測定結果を基に調停が進められたといえることができる。また、成立した調停の内容は、被申請人要対応となったものは17件（61%）で、うち16件が基準超えであった。被申請人任意対応又は現状維持を内容とするものが11件39%であったが、そのうち職権調査で基準超えが認められたのは2件であった。すなわち、公調委においては、ほとんどの事案で測定結果に基づいて調停が進められるが、基準超えが認められる場合は、被申請人要対応の調停条項となり、基準超えが認められない場合には、被申請人任意対応又は現状維持の調停条項となる傾向にある。これは、公調委においては、測定結果に基づいて合理的な調停内容を決めて腹案として持ち、調停成立に向けて説得しているためであると解される。

3 調停成立に向けて行われるべき調整のノウハウ

(1) 合理的な解決案を腹案として持つべきこと

審査会における調停成立事案の68%で行われている手法、すなわち、何らの測定も行うことなく、ねばり強く期日を重ねて互譲を引き出して調停成立に至るといふ手法は、各審査会委員が、持ち前の紛争解決ノウハウや専門分野における知識・経験を総動員して、当事者間の利害を調整し、説得を重ねるといふものと考えられ、各委員の努力と熱意の成果と受け止められる。

しかし、そのような手法は、当該事案の特性や、説得に当たる委員個人の有する性格・資質にも左右され、これをノウハウとして言語化し、他の者にも利用できるよう一般化し、情報共有することは困難である。

しかも、そのような手法だけに頼ることは、解決内容の合理性という観点からは、裏付けに乏しいのではないかという懸念が生ずる上、8割近く(77%)が調停不成立に終わっているという事態を改善することは困難ではないかとも思われる。

これに対し、測定結果に基づき調停委員会が合理的な解決案を腹案として持って調停を進めることは、当事者を説得する上でも有効であるし、その解決内容が当事者間の紛争解決の基準として将来にわたって納得感を持って通用する上で必要ではないかと考えられる。さらに、仮に調停が成立しなかった場合でも、その腹案を当事者に示し、場合によっては受諾勧告という形にすることで、将来に向かって訴訟等の別の紛争解決手段の場面において役立つものと解される。



(2) 受忍限度を超えるか否かの判断方法

具体的な解決案について、騒音を例に説明すると以下のとおりとなる(低周波音については、次回(その4)で説明する。)

まず、騒音規制法上の規制基準との関係である。騒音規制法や同法に基づく条例において指定区域を定め、当該区域内において特定施設を有する特定工場等に対し騒音の規制が行われている。その規制権限は、市区町村の事務とされ、審査会は、専門家の確保が困難で自ら測定できない場合は、市区町村に測定を依頼することになる。なお、騒音研究会において実施された前記アンケートによると、95%の市区町村が計測機器の配備をしていることが認められるものの、騒音測定の技術が不足しているとの指摘が公害苦情相談アドバイザーからされている。そのため、引き続き、都道府県による研修会などによって測定技術の向上を図っていくことが必要である。そして、測定結果が規制基準を超える場合には、改善勧告や改善命令の対象となるような事態となっているのであるから、受忍限度を超えているとして改善策を調停案として提示することが可能である。なお、この場合の測定値は、騒音規制法や同法に基づく条例に従い特定工場等の敷地境界で測定し、不規則で大きく変動する騒音の場合は、90%レン

ジの上端値（いわゆるL5の測定値）で検討することになる（そのため、規制基準を超えている場合でも、実際に被害を訴えている申請人の室内においては、後述の中央環境審議会の騒音に関する屋内指針値を超えず、受忍限度を超えているとは認められない事案もある。）。

騒音規制法上の指定区域ではなく、あるいは特定施設を有しないため、騒音規制法上の規制の対象とならない場合も多い。しかし、騒音規制法上の規制基準は、騒音源の敷地境界における騒音の許容限度を示すものとして参考とすることができ、規制基準を超えるような騒音が発生している場合は、規制対象外の騒音発生源に対しても、騒音を低減させるための対策を求めて調停案とすることは一定の説得力を持つ。

また、申請人宅敷地での測定値が「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である環境基準（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条）を超えている場合は、望ましい生活環境が確保できていないとして改善策を調停案として提示することも可能である。環境基準は騒音規制法上の規制基準とは異なり、これを超えたからといって違法とはいえないことを理由に、調停の説得材料として使えないとの意見も見受けられる。しかし、調停は、規制法上違法かどうかのみを基準とするものではなく、望ましい生活環境が確保できておらずその他の事情も考慮して受忍限度を超えていると認められる場合、改善すべきであると説得することは一定の合理性を持つ（審査会の事務局担当者には、規制当局との兼務の者も多いようであるが、審査会では、規制当局の立場ではなく、紛争解決のための調整機関としての発想が必要である。）。この場合は、等価騒音レベル（ LA_{eq} ）の測定結果で検討することとなる。本来、昼間（6時

から22時）、夜間（22時から6時）の区分ごとの連続測定の平均値である LA_{eq} を問題とすべきであるが、そこまでの測定ができない場合、例えば1時間値といった数値でも、調停を進める上での参考にはなるといふべきである。

さらに、日常生活において騒音から苦痛を受けていることを理由に調停を申請する場合、その日常生活は多くの場合室内で営まれているため、その騒音被害が受忍限度を超えているといふべきか否かは、室内の騒音レベルによって検討することができる。そこで、室内の騒音レベルを測定し、中央環境審議会の騒音影響に関する屋内指針値（道路に面する地域以外の一般地域で、昼間[会話影響]で45dB以下、夜間[睡眠影響]で35dB以下）を参考とし、これを基準として受忍限度の判断を行うことは合理性があると考えられる。なお、この場合も LA_{eq} の測定結果によることになる。

これらの基準は、これを超えなかったからといって、直ちに被申請人への説得の材料がなくなるというものではない。平均値（等価騒音レベル）は基準を超えていなくとも、頻繁にピークレベルが基準を超え、その音質なども考慮すると、申請人に不快感を与え受忍限度を超えていると判断できる場合もあり、そのような事態が発生していることを伝えて説得を試みることもできる。



(3) 合理的な調停案の具体的内容

受忍限度を超えると判断される場合に、調停案として提示すべき低減策は、それぞれの実態に応じて検討されるべきである。防音塀等の遮蔽の設置や騒音源の移動、修理、更新などの発生源対策によって科学的に低減に結び付く方策であることが望ましいが、そのような科学的知見を得ることが困難な場合や、効果が認められるとしても費用面で実現が困難ということもある。そのような場合は、必ずしも科学的に高い精度での対策ができなくとも、調停委員の専門知見などの持てるリソースを最大限に活用し、一定の効果が期待できる方策を見出し、両当事者と意見交換をして、調停案を導き出すという方法が考えられる（もちろん、効果を期待できるものの保証まではできないことは説明すべきである。）。低減効果のあることが保証されていなくとも、そのようにして導き出した一定の低減策を講じることで感情的に治まって調停が成立するということもある。

他方、測定の結果が低く、以上の基準のいずれをも下回る場合も多い。このような場合は調停の余地がなくなるとして、測定を行うこと自体に消極的な意見もみられる。しかし、そのような場合は、直ちに調停を断念するのではなく、

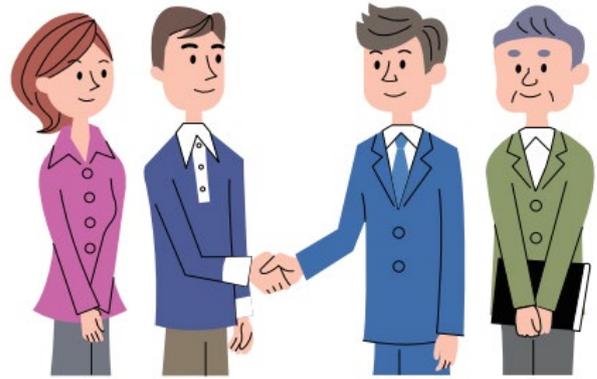
前述の被申請人任意対応又は現状維持を内容とする調停を試みるべきである。すなわち、測定結果の内容を確認し、被申請人が引き続き各種基準を満たすこと、又は満たすよう努力することを約束し、被申請人において任意に配慮できる事柄があればそれを盛り込むことで調停が成立する場合がある。この場合は、受忍限度を超えていないことを申請人側に示した上で、被申請人には申請人に対する配慮を求めて義務的とはいえ対応を引き出したものであることを説明する必要がある。また、その内容は、被申請人にあまり過剰な負担とならないよう注意する必要がある。

なお、申請人としては、測定結果について、被申請人が調査の際に作為的に音を抑制したため測定結果が低く出たという不満を抱いている場合がある。そのような不満を述べる場合には、測定結果のレベルを維持することを約束させることには意味があるのではないかという説得を試みる必要がある。そして、申請人には、調停を不調として裁判に移行しても上記のような調停内容より良い成果を得るのは難しく、上記のような調停内容でも申請人にとってメリットがあるということを説明して説得することが必要である。

以上のようにして調停が成立する場合、その成立の過程で市区町村には現地での立会いを求めたり、測定を依頼したりして連携をしていることも多いことから、調停条項に、当事者双方は調停の内容を市区町村に知らせることを了解し、被申請人は、調停条項上の義務を履行した場合には、その



ことを審査会のみならず、市区町村にも報告すること、市区町村からの行政指導のある場合には、これに従うことといった条項を設け、調停成立後のフォローアップについても市区町村と連携することが必要である（機関紙「ちょうせい」第122号（令和7年8月）のコラム「行政ADRの強みと特色を活かした実践例」参照）。



【参考】

本記事内で紹介している過去の機関誌「ちょうせい」の記事及び「騒音事件に関する研究会」については、以下のURLをご参照ください。

○機関誌「ちょうせい」第118号（令和6年8月）

公害調停のすすめ – 規制基準と調停の関係について –

https://www.soumu.go.jp/main_content/000965907.pdf

※当該記事が『公害調停のすすめ（その1）』



○機関誌「ちょうせい」第123号（令和7年11月）

公害調停のすすめ（その2） – 全体構想の一環として –

https://www.soumu.go.jp/main_content/001042319.pdf



○機関誌「ちょうせい」第122号（令和7年8月）

コラム 行政ADRの強みと特色を活かした実践例

https://www.soumu.go.jp/main_content/001027487.pdf



○騒音事件に関する研究会

令和4年度報告書（令和5年3月）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000908345.pdf



令和5年度報告書（令和6年3月）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000946124.pdf



第56回公害紛争処理関係ブロック会議 第50回公害苦情相談員等ブロック会議

公害等調整委員会事務局

【1. 会議の概要】

公害等調整委員会（以下「公調委」という。）では、公害紛争処理及び公害苦情相談を担当する職員間の情報共有や連携を支援する会議を全国6ブロックで実施しています。

令和7年度は10月に中国・四国、九州・沖縄、関東・甲信越・静岡、東海・北陸の4ブロック、11月に近畿、北海道・東北ブロックの会議を開催しました。

構成として、前半は都道府県、市町村（特別区を含む。以下略。）両方が参加する合同会議、後半は都道府県と市町村とに分かれ、都道府県が参加する公害紛争処理関係ブロック会議（以下「県会議」という。）と、市町村職員が参加

する公害苦情相談員等ブロック会議（以下「市会議」という。）を並行して開催いたしました（全国6ブロックで開催した会議のことを以下「ブロック会議」という。）。



北海道・東北ブロック 公害苦情相談アドバイザー講演の様子（於 福島県福島市）

令和7年度ブロック会議開催状況

ブロック	開催地	日程
北海道・東北	福島県福島市	11月28日（金）
関東・甲信越・静岡	群馬県前橋市	10月24日（金）
東海・北陸	富山県富山市	10月31日（金）
近畿	大阪府大阪市	11月14日（金）
中国・四国	徳島県徳島市	10月3日（金）
九州・沖縄	沖縄県那覇市	10月9日（木）・10日（金）※

※2日目は「第50回公害苦情相談員等ブロック会議」のみ

【2. 合同会議】

令和6年度以降、春の公害紛争処理連絡協議会と秋のブロック会議を連携させて全体構想を推進していくこととしています。市会議の参加予定者への事前アンケート結果で、公害苦情の申立て後、相当の期間が経過しても、なお解決の見通しが立たず、又は紛争が激化する可能性があるという意見や、行政機関による解決のメリットがいかせないと考えているものがあったという意見も一定数ありました。前半の流れを後半の議論につなげるため、合同会議では、公調委の事務局次長から「全体構想」の説明を行った後、事務局調査官から強みと特色をいかした調停事例（「ちょうせい」令和7年8月号「コラム 行政ADRの強みと特色を活かした

実践例」）等の紹介を交えて公害紛争処理制度の説明を行いました。

続いて、公害苦情相談アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）から、公害のない住みよい地域社会を実現するため、公害苦情相談窓口業務に当たっての心構えや留意点などについての講演が行われました。

これらの説明を通じて、公害苦情処理では解決できなかった事案の中には、調停等により解決できるものがあること、特に、自ら解決が困難な事案については、適切な機関への申立てを誘導することが重要であることをお伝えできたと考えています。



公調委事務局次長
からの説明の様子



関東・甲信越・静岡ブロック 合同会議の様子（於 群馬県前橋市）

【3. 県会議】

都道府県が参加する公害紛争処理関係ブロック会議においては、都道府県と公調委では法令や体制等の違いがあることも踏まえて、意見交換できるように工夫しました。

まず、公調委から、どのような違いがあるのかを補足しながら、①調停運営の具体的イメージ、②ウェブ会議等を活用した情報共有、③研

修を活用した市町村との連携について説明しました。

これを受けて、①調停運営の進め方、②窓口における制度説明のあり方、③事務局と会長・委員との情報共有のあり方、④市町村との連携の強化について意見交換が行われました。

ブロック会議

次に、参加している都道府県から紛争処理事例の紹介や持ち寄り議題の意見交換が活発に行われました。

また、実質的な担当者が1人で行っている県審査会の事務局もいたこともあり、休憩時間等を有効活用して、情報交換も行われていました。



中国・四国ブロック 県会議の様子
(於 徳島県徳島市)

○県会議での出席者の主なご発言等

- ・ 被申請人が期日に出席しない場合に、訴訟リスクもある中で打ち切りとする判断が難しい。
- ・ 申請人の過度な要求があり、打ち切りになっているが、調停委員会が説得までするかどうかを悩んでいる。
- ・ 申請相談の際に、県が強制力を持って解決してくれると期待して相談する方が9割位であるので、公害調停に馴染まない場合にはその旨を伝えている。
- ・ 公害紛争の未然防止のためにも、市町村と普段からコミュニケーションをとることなどにより、連携しながら対応していくことが大事である。

【4. 市会議】

市町村職員が参加する公害苦情相談員等ブロック会議においては、冒頭、公調委から都道府県と市町村の研修を活用した連携の事例を紹介した上で、苦情相談窓口において公害審査会を紹介した事例についての意見交換が行われました。

続いて、複数のグループに分かれてのグループワークが行われ、それぞれのグループ内で活発な意見交換が行われました。

グループワークにおいてはグループ内での意見交換に加え、各事例に対して公害苦情相談アドバイザーから経験を基にしたコメントが行われ、自身が所属する市町村だけでは経験で

きないような事例についても情報を共有する機会となっていました。

また、職場に長く相談業務を経験している職員がいない市町村もいたこともあり、休憩時間等を有効活用して、情報交換も行われていました。



東海・北陸ブロック 市会議の様子
(於 富山県富山市)

○市会議での出席者の主なご発言等

- ・ 発生源が外国人であるケースが散見されるようになり、意思の疎通が難しいことがあるが、スマートフォンの翻訳機能を活用している例が多いと知ることができた。

- ・ 経験豊富な職員が減っていく中、苦情対応の結果は記録に残すことが大切。
- ・ 公害苦情相談窓口における苦情対応において、苦情申立人が補償を求めて苦情を続けているという報告があり、そういった案件で話し合いはできるものの、苦情対応では納得が得られなかった場合には、調停や裁定の申請を勧めてもよいのではないかの意見があった。

【5. 終わりに】

今回の参加者アンケートにおいて、ブロック会議全般について「満足度」「業務に役立った割合」ともに85%を超えました。また、自由記載の意見においても、ほかの地方公共団体の対応や考え方を知る機会になったといったご意見や、アドバイザーの講演が参考になったといったご意見も頂きました。

これらの評価をいただいたのも、開催県・市の皆様のご協力によるものです。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

また、ブロック会議の進行につきましてもご意見をいただきましたので、来年度以降の会議運営の参考とさせていただきます。ご参加いただいた方にとっては、意見交換等を通じて、感

じたことなどを今後、具体的にどう実践に結びつけるかを考える契機となったのではないかと感じました。公調委といたしましても、ブロック会議の場で頂戴したご意見、得られた知見を生かして今後の公害紛争処理業務に取り組んで参ります。

来年度開催予定の第56回公害紛争処理連絡協議会におきましても、ご参加の皆様から貴重なご意見を頂戴したいと考えております。これらも踏まえ、「全体構想」の推進に取り組んでいただければ幸いです。

都道府県、市町村の皆様におかれましては、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。



近畿ブロック 合同会議の様子
(於 大阪府大阪市)



九州・沖縄ブロック 市会議の様子
(於 沖縄県那覇市)

公害等調整委員会ホームページ内で、公害紛争処理や公害苦情相談の業務に携わる地方公共団体の皆様への情報提供を行っています。ブロック会議の予定や機関誌「ちょうせい」等についても随時更新していますので、ぜひご活用ください。

「地方公共団体の皆様へ」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



令和6年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局

はじめに

各都道府県及び市町村（特別区を含む。）には、住民からの公害に関する苦情を処理するため、「公害苦情相談窓口」¹が設置されています。

公害等調整委員会事務局では、全国の「公害苦情相談窓口」における令和6年度の公害苦情の件数や処理状況について、令和7年12月に取りまとめ、公表しましたので、その概要を報告します。



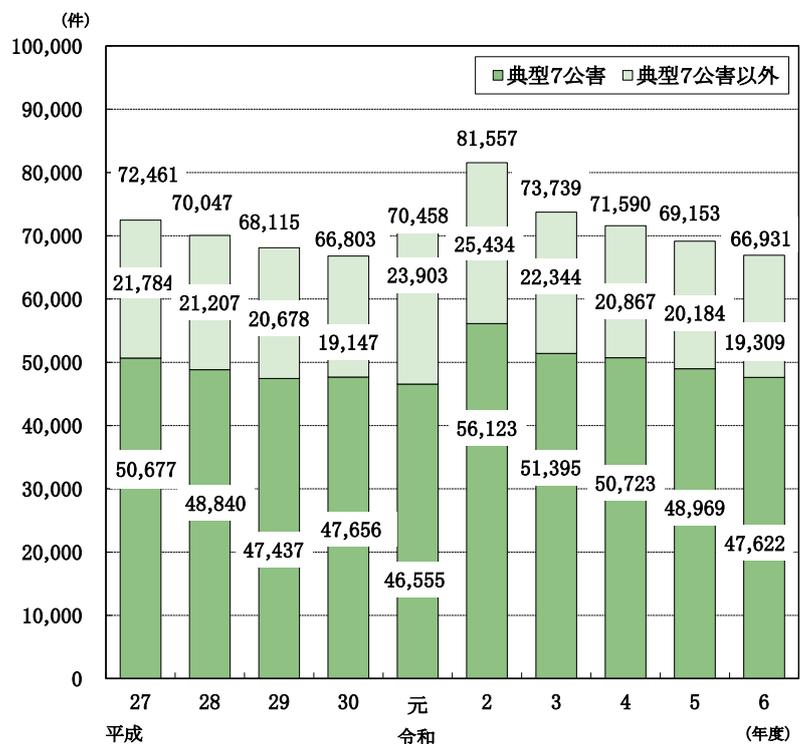
1 全国の公害苦情新規受付件数

令和6年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数（以下「公害苦情受付件数」という。）は66,931件で、前年度に比べ2,222件の減少（▲3.2%）となりました。

典型7公害に係る被害であれば、都道府県公害審査会等に調停の申請をすることもできるため、この概要では、「典型7公害」と「典型7公害以外」に分けています。

公害苦情受付件数（66,931件）のうち「典型7公害」は47,622件（71.2%）で、前年度に比べ1,347件の減少（▲2.8%）、「典型7公害以外」は19,309件（28.8%）で、前年度に比べ875件の減少（▲4.3%）となりました（図1）。

図1 全国の公害苦情受付件数の推移



¹ お近くの市町村等の公害苦情相談窓口は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html

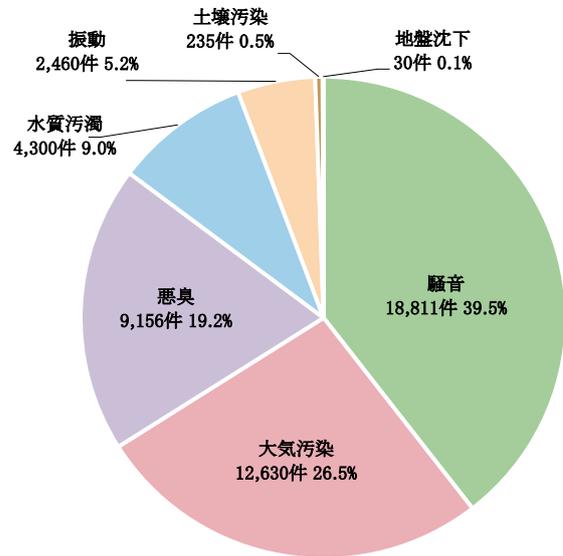


2 公害の種類別公害苦情受付件数

(1) 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の種類別にみると、「騒音」が18,811件(39.5%)と最も多く、次いで「大気汚染」が12,630件(26.5%)、「悪臭」が9,156件(19.2%)、「水質汚濁」が4,300件(9.0%)、「振動」が2,460件(5.2%)、「土壌汚染」が235件(0.5%)、「地盤沈下」が30件(0.1%)となっており、上位3つの公害の合計で全体の85.2%を占めています(図2)。

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

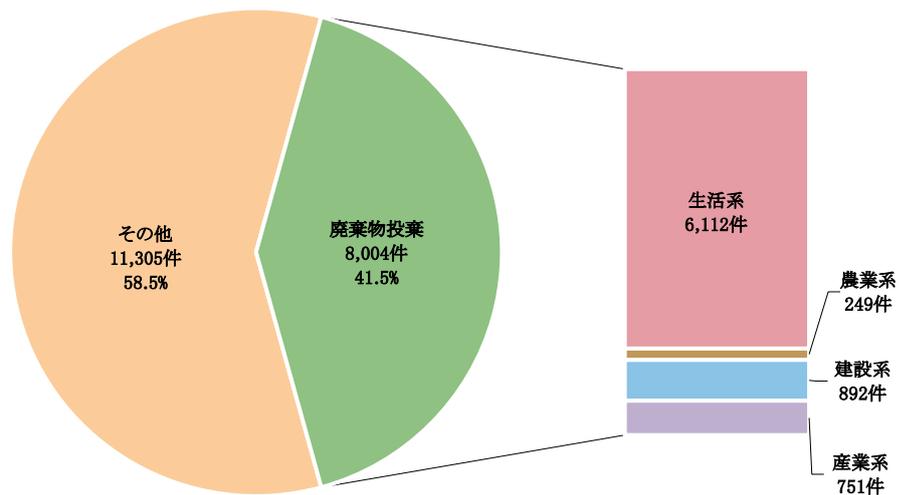


(2) 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数

典型7公害以外で公害として受け付けた公害苦情受付件数(19,309件)のうち「廃棄物投棄」は8,004件となりました。

「廃棄物投棄」の内訳をみると、「生活系」の投棄が6,112件(76.4%)と最も多くなっています(図3)。

図3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数



3 主な発生原因別の公害苦情受付件数

公害苦情受付件数(66,931件)を主な発生原因別にみると、「工事・建設作業」が13,134件(19.6%)と最も多く、次いで「焼却(野焼き)」が9,567件(14.3%)、「自然系」が8,123件(12.1%)、「投棄された廃棄物」が6,904件(10.3%)となりました(図4)。

また、公害苦情の主な発生原因について、その発生源をみると、「工事・建設作業」では「建設業」が11,201件(85.3%)、「焼却(野焼き)」では「個人」が6,723件(70.3%)と、それぞれ最も多くなっています(図5)。

図4 主な発生原因別公害苦情受付件数

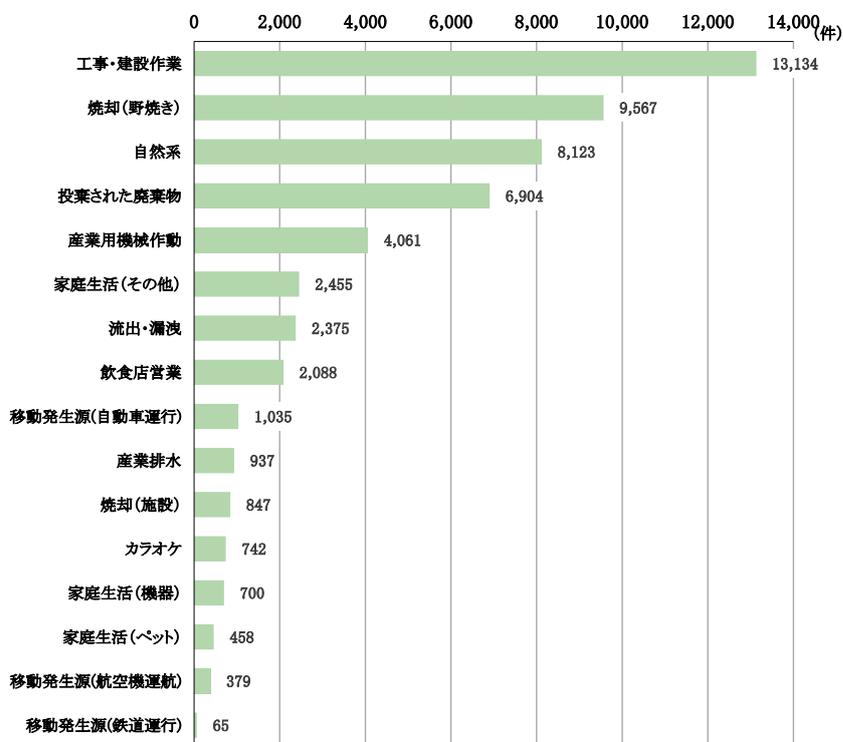
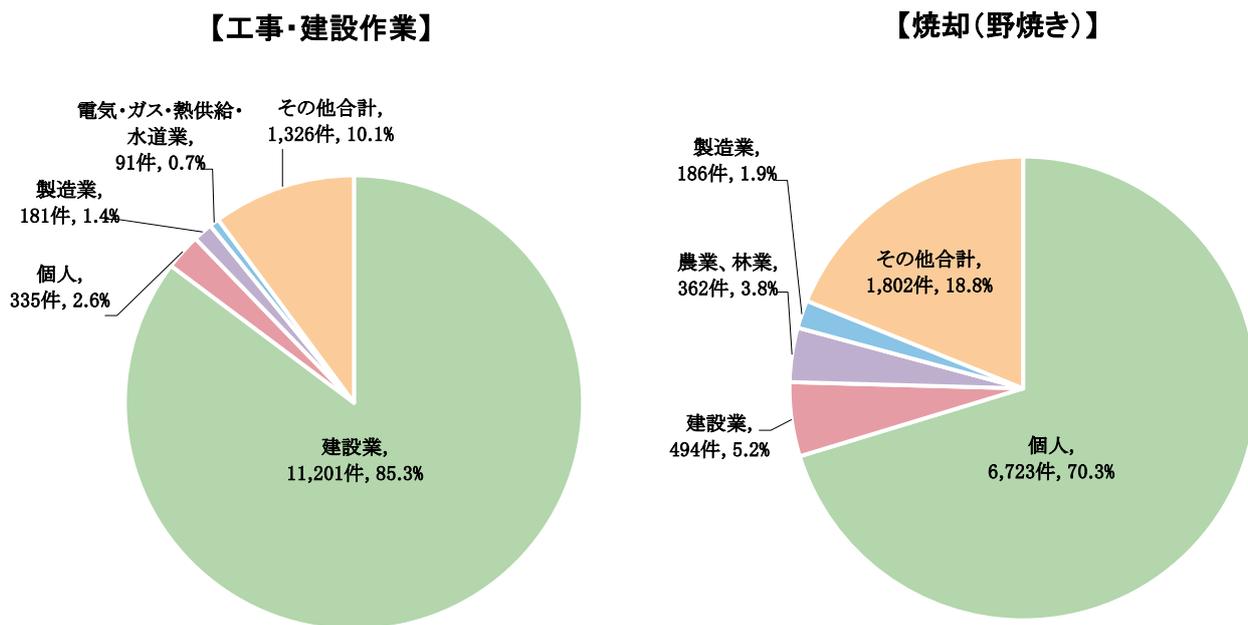


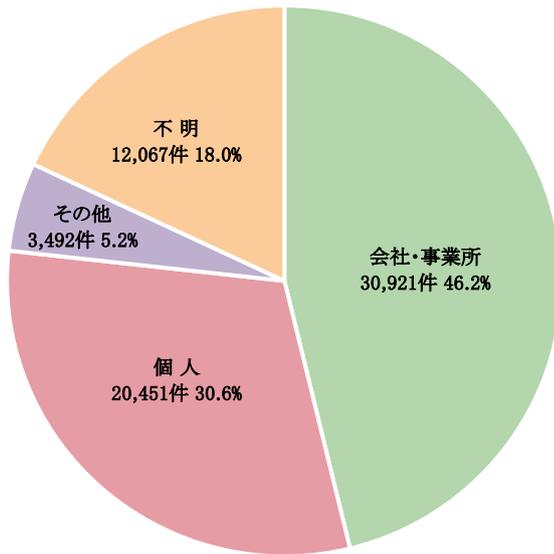
図5 「工事・建設作業」「焼却(野焼き)」の主な発生源別公害苦情受付件数



4 発生源別公害苦情受付件数

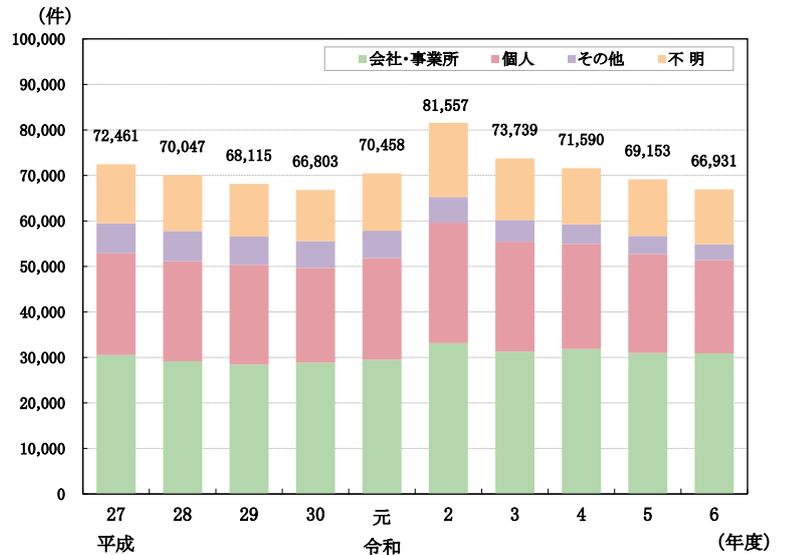
公害苦情受付件数（66,931件）を発生源別にみると、「会社・事業所」が30,921件（46.2%）と最も多く、次いで「個人」が20,451件（30.6%）となりました（図6）。

図6 発生源別公害苦情受付件数



「会社・事業所」の内訳を主な産業別にみると、「建設業」が13,860件（44.8%）と最も多く、次いで「製造業」が4,258件（13.8%）となっています（図7）。

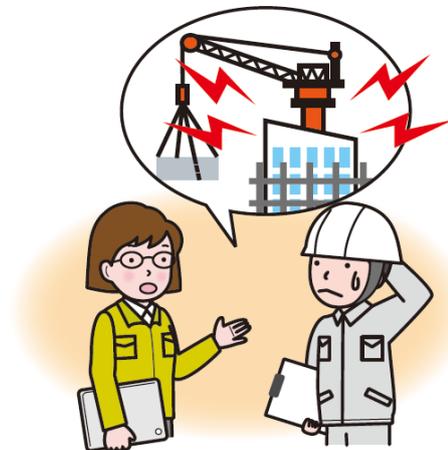
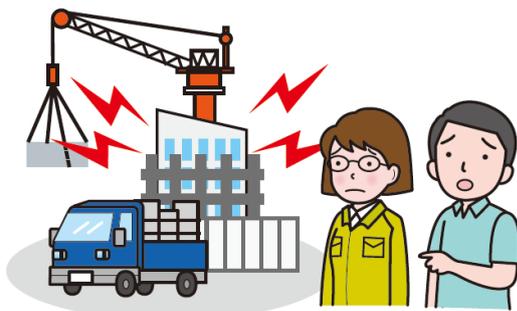
図7 発生源別公害苦情受付件数の推移



5 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数

(1) 公害苦情取扱件数

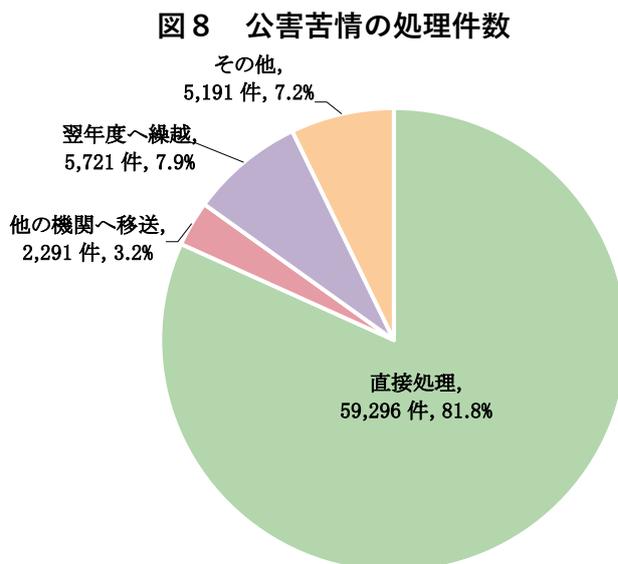
令和6年度の公害苦情の取扱件数²は72,499件で、前年度に比べ2,109件の減少（▲2.8%）となりました。



² 「取扱件数」とは、令和6年度の新規受付件数と前年度からの繰越件数の合計をいいます。

(2) 処理件数

令和6年度内に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で、「直接処理³」が完了した公害苦情件数(以下「直接処理件数」という。)は59,296件(81.8%)、警察、国等の「他の機関へ移送」した件数は2,291件(3.2%)、「翌年度へ繰越」した件数は5,721件(7.9%)、「その他⁴」の件数は5,191件(7.2%)となりました(図8)。



6 苦情申立てから処理までの期間別典型7公害の直接処理件数

典型7公害の直接処理件数(42,899件)を苦情申立てから処理までの期間別にみると、「1週間以内」が27,343件(63.7%)、「1週間超~1か月以内」が3,573件(8.3%)、「1か月超~3か月以内」が2,665件(6.2%)、「3か月超~6か月以内」が5,851件(13.6%)、「6か月超~1年以内」が2,292件(5.3%)、「1年超」が1,175件(2.7%)となりました(図9)。

件(2.7%)となりました(図9)。

「1週間以内」の内訳を典型7公害の種類別にみると、「騒音」及び「振動」において1週間以内に直接処理した割合が他の公害と比べ低くなっており、処理までの期間に長い日数を要する傾向があります(図10)。

図9 苦情申立てから処理までの期間別典型7公害の直接処理件数

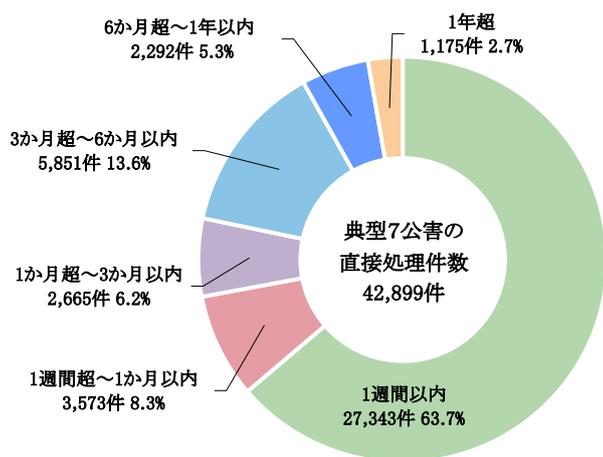
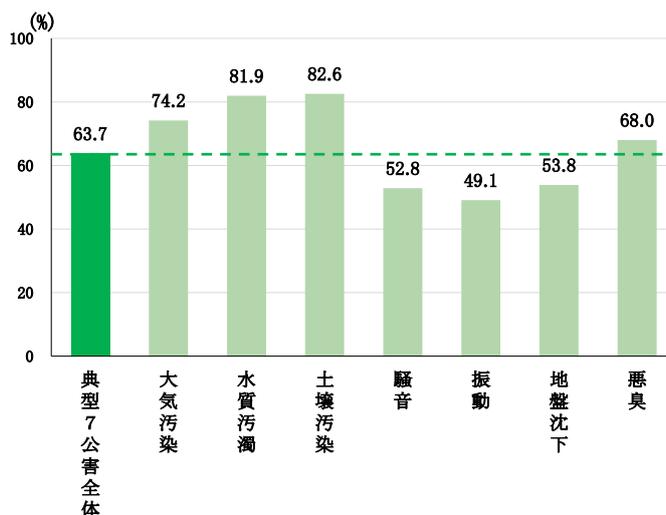


図10 典型7公害の種類別1週間以内に処理された割合



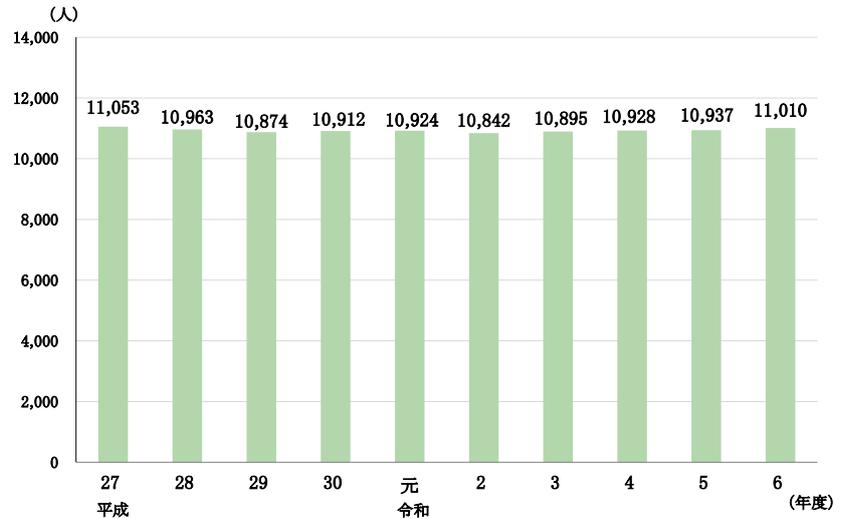
³ 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいいます。

⁴ 「その他」とは、原因又は加害行為をした者が不明のとき、申立人が地方公共団体の措置又は説明に納得しないが他に苦情を解決する方法がないとき、申立人が管轄区域外に転居したときなど直接処理できない場合をいいます。

7 公害苦情処理担当の職員数

令和6年度末（令和7年3月31日）現在、47都道府県及び1,741市町村（特別区を含む。）の計1,788自治体で公害苦情の処理を担当している職員の数はいは、11,010人となっています（図11）。

図11 公害苦情処理担当の職員数の推移



おわりに

令和6年度公害苦情調査結果の詳細は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r6_index.html



<本調査の問い合わせ先>

公害等調整委員会事務局総務課調査研究係

TEL : 03-3581-9956

法曹関係の皆様への周知活動について

～各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演等を実施しています～

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、法曹関係の皆様及び未来の法曹界を担う方々への公害紛争処理制度の周知・利用促進のため、以下の活動を実施しています。

1. 弁護士に向けた周知活動

(1) 通知文の発出

一年に一度、日本弁護士連合会・各都道府県の弁護士会宛てに、公害紛争処理制度の利用促進についての通知文を発出し、所属弁護士への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演の実施

公害等調整委員会の審査官等が、各会の所属弁護士に向けた講演を実施するなどしており、ここ5年ほど（令和3年度から令和8年1月現在）では19回実施しています。令和6年度からは、各都道府県の公害審査会とともに講演を行う取り組みを進めており、各会の所属弁護士に加えて各地方自治体の職員等にもご参加いただき、公害等調整委員会及び各都道府県の公害審査会等の利用促進を図っています。

(3) 今年度の実績

今年度は、令和8年1月23日（金）に、千葉県弁護士会の会員弁護士、千葉県公害審査会の委員、千葉県内の市町村の職員を対象とした「公害紛争処理制度に関する研修会」をオンライン形式で開催しました。

研修会では、公害等調整委員会事務局からは、「公害紛争処理制度について」、千葉県公害審

査会事務局からは、「千葉県公害審査会における公害調停について」の説明がなされました。



公害紛争処理制度に関する説明会の様子
（オンライン開催）

2. 裁判官・裁判所職員に向けた周知活動

一年に一度、最高裁判所宛てに、原因裁定嘱託制度¹の周知に関する通知文を発出し、原因裁定嘱託制度の活用について、各地の裁判官への情報提供を依頼しています。

3. 司法修習生に向けた周知活動等

(1) 通知文の発出

一年に一度、司法研修所宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての通知文を発出し、司法修習生への同制度の周知を依頼しています。

¹ 原因裁定嘱託制度とは、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所が必要性を認めた場合には、当該裁判所からの嘱託を受けて公害等調整委員会が原因裁定を行うものです。

(2) 講演等の実施

司法修習生に対する研修プログラムにおいて、講演を実施しており、ここ5年ほど（令和3年度から令和8年1月現在）では4回実施しています。また、令和5年度、令和6年度に引き続き、令和7年度も選択型実務修習の全国プログラムとして、司法修習生を受け入れました。司法修習生には、手続傍聴や実際の公害紛争事案を題材としたケース研究、公害等調整委員会の委員との意見交換などを内容とする行政型ADR研修のプログラムを提供しています。



司法修習生への講義の様子

(3) 今年度の実績

令和7年12月9日（火）～11日（金）及び令和8年1月26日（月）～28日（水）の2回

4. 終わりに（連絡先のお知らせ含む）

(1) 講演依頼受付等

これまでに紹介した各通知文にも記載しておりますが、公害等調整委員会では、弁護士会、裁判所、司法研修所、法科大学院における講演依頼等を受け付けています。

講演依頼等については、下記窓口へご相談ください。

公害等調整委員会事務局 総務課企画法規係

tel : 03-3503-8591

に渡り、選択型実務修習の全国プログラムとして、計10名の司法修習生を受け入れました。

また、令和7年1月22日（木）に実施された第78期司法修習生選択型実務修習にて裁判外紛争解決プログラム（ADR）の一つとして、公害紛争処理制度について講演し、21名が参加しました。



司法修習生の
騒音・低周波音に関する実習の様子

講演資料の例

公害紛争処理制度の概要

公害紛争処理制度の概要 (手続の種類)

管轄	種類	概要
公害等調整委員会(国)	あっせん	あっせん委員が紛争の当事者間に入り、交渉が円滑に行われるよう仲介することにより、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続。
	調停	調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続。あっせんと類似しているが、調停委員会が積極的に当事者間へ介入し、手続をリードする点が異なる。
	仲裁	紛争の当事者双方が裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会にゆだね、その判断に従うことを約束(仲裁契約)することにより紛争解決を図る手続。
	裁定	当事者間の紛争について裁定委員会が法的判断を行うことにより、紛争解決を図る手続。裁定には、責任裁定と原因裁定の2種類がある。
	①責任裁定	損害賠償責任の有無・賠償額についての法的判断を行う。
②原因裁定	加害行為と被害発生との間の因果関係について法的判断を行う。 ※和解のきっかけや訴訟のための証拠収集につながる。	

公害紛争処理手続の概要 (管轄)

種類	公害等調整委員会(国)	公害審査会等(都道府県)
・あっせん	(1)重大事件 大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある事件 ①生命、身体に重大な被害が生じる事件 ②被害の総額が5億円以上の事件	公害等調整委員会が扱う紛争以外の事件
・調停	(2)広域処理事件 航空機や新幹線に係る騒音事件	
・仲裁	(3)県際事件 複数の都道府県にまたがる事件 ※申請先は関係都道府県のいずれかの知事	
・裁定	全ての事件	なし

公害紛争処理手続の概要 (手続の流れ)

(2) その他法曹向け資料

なお、下記の当委員会が年に4回発行している機関誌「ちょうせい」の過去の記事や、公害等調整委員会ホームページにも法曹関係の皆様に向けた記事等が掲載されております。適宜ご参照ください。

ア 機関誌「ちょうせい」記事

① 第106号(令和3年8月)

「民事訴訟手続と裁定手続の違い

～裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ～

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/106.html>

② 第107号(令和3年11月)

「原因裁定嘱託制度について

～裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています～

※ 元札幌高等裁判所部総括判事、元公害等調整委員会委員 山崎勉氏

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/107.html>

イ 公害等調整委員会ホームページ

① 「原因裁定の嘱託制度(法曹関係者向け)」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00004.html

② 公害等調整委員会のパンフレット・リーフレット

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html>

③ 「係属事件一覧」「終結した公害紛争事件」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7ichiran.html>

ちょうせい
第106号



ちょうせい
第107号



原因裁定
嘱託制度



公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、判例関係情報や法的時事を紹介する専門雑誌「判例時報」への記事の掲載についてご紹介します。

1 『判例時報』に掲載されました

『判例時報 No.2636(2026年1月15日号)』に公害等調整委員会が担当した次の事件が掲載されました。

○「自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件及び同参加申立事件」(公調委令7・5・26裁定)

都市部の住民などが、ディーゼル車からの排出ガスにより生じた都市部全体の面的な大気汚染によって呼吸器疾患を発症したと主張して、国に対しては大気汚染防止法に基

づく規制権限の不行使による国家賠償法1条1項に基づき、自動車メーカー各社に対してはディーゼル車の製造・販売の継続による民法709条及び719条の不法行為責任に基づき、損害賠償を求めた責任裁定申請事件において、国及び自動車メーカー各社の責任がいずれも否定され、申請が棄却された事例

記事では、各事件の概要及び裁定について記載しております。是非、ご覧ください。

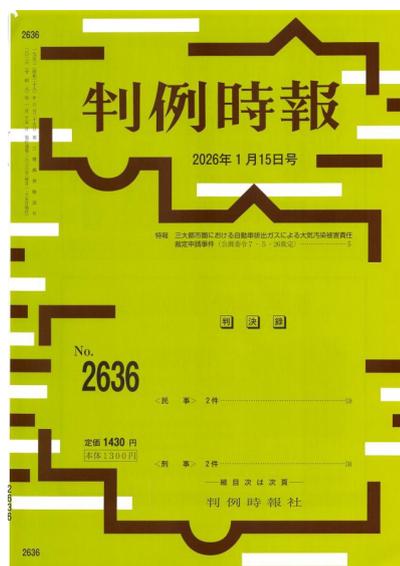
[Info]

『判例時報 No.2636 (2026年1月15日号)』

出版社：判例時報社

発行年月：2026/1

販売価格：1430円(税込み)





近年の苦情と対応、未然防止について

大阪府茨木市産業環境部環境保全課主査

みやい ゆういち
宮井 優一

茨木市は、大阪府北部に位置し、市内北部は緑豊かな北摂山系^{ほくせつさんけい}が広がり、南部は住宅街と多彩な産業拠点が共存する平野となっており、自然と都市機能が調和した街を形成しています。大阪市と京都市のほぼ中間に位置していることから、人口約29万人を擁するベッドタウンとなっており、古くは大阪と京都を結ぶ西国街道の宿場町として栄え、交通の要衝としての役割を担ってきました。現代においても、市内にはJR、阪急、モノレールなどの鉄道網が3路線11駅あり、新大阪駅へは約10分、大阪国際空港へは約25分でアクセスすることができます。道路網では近畿自動車道や名神高速道路、新名神高速道路のICがあるなど、抜群の交通アクセスを誇っています。

こうした利便性を背景に、市内には多くの製造工場や物流センター、研究施設が集積しており、地域経済の基盤を築いています。特に彩都エリアには、国の研究施設やバイオ関連企業が集積しており、産官学が協力して次世代の医療や健康技術を生み出す、ライフサイエンス分野の国際的な拠点として重要な機能を果たしています。また、大学キャンパスも多く点在しており、学生を中心とした若い世代が多く居住しています。子育て世帯の転入も多く、令和5年には市民交流の拠点として複合施設「おにクル」が開館しました。同施設は図書館や育児支援機

能を備え、連日多くの家族連れで賑わっています。

一方、北部においては、美しい棚田が広がり、のどかな里山の風景が続いています。安威川^{あいがわ}ダムに面した公園であるダムパークいばきたには、長さ日本一の歩行者専用吊り橋があり、ダム湖を一望できるのが特徴です。古き良き日本の原風景と、新しい公園が重なり合い、訪れるたびに自然をすぐそばに感じさせてくれる場所となっています。



安威川ダムと歩行者専用吊り橋

このような茨木市ですが、前述のとおり住宅が多く、産業・商業的にも栄えているため、公害苦情がどうしても一定数発生してしまいます。近年においては、商業地域や工業地域に住宅が多く建てられるようになってきており、そこに新しく居住された方から飲食店や工場の騒音・悪臭、田畑の野焼きなどの苦情が発生するケースが出てきています。このような地域の場合、法令違反を確認できるケースが少なく、後から

建てられた住宅に対して配慮してくれる事業者も少ないため、対応に苦慮しているところです。また、ここ数年では、全国的にも大型の物流センターが増加傾向にあるのではないかと思います。茨木市においても交通アクセスの良さからその例に漏れず増加しており、これらの新設に伴い、事業開始後に騒音苦情が発生することがあります。ランプウェイがある多層階タイプの物流センターであればトラックの走行音、空調機等の機械音に係る騒音の懸念があり、平屋タイプでプラットフォームが1階の屋外にあるような物流センターにおいては、フォークリフトやトラックによる「ピー、ピー、ピー」というバックブザー音、荷物の積み下ろし音による騒音が懸念されます。

本市では、前者の多層階タイプの物流センターで、立地的に騒音苦情が発生しそうな施設に対しては、事前に公害防止協定の締結をお願いしたケースがあります。これは、年1回敷地境界で自主的に騒音測定を実施し、その結果を本市に報告する旨を規定しているものです。測定の結果、基準を超えた場合には、原因に応じた対策をしてもらうことにより、公害苦情を事前に防げるようにしています。物流センター側の協力が必要不可欠なものではありますが、今のところ本協定を締結した物流センターにおいては騒音苦情が発生していないため、良い取組であったのではないかと思います。

後者の平屋タイプにおいては、本市で苦情が発生してしまったケースがあり、フォークリフトのバックブザー音がずっと鳴り続けるとどうしても頭に残ってしまうとか、耳障りであるという苦情が寄せられたことがありました。現地を確認したところ、音の大きさ的には条例における騒音の敷地境界基準値を遵守しているだけでなく、苦情者宅においても環境基準値未満で

ある状態で、物流センターに対して指導を行うことができるような状況ではありませんでした。また、バックブザー音は安全性の観点から消すわけにもいきません。本市としては双方に歩み寄っていただきたく、物流センターに対しては配慮の願いをし、音量を下げただけのこととなりました。また、苦情者に対しては、物流センターが法令を遵守していることを伝えた上で、物流センターに対して配慮の願いをし、一定の対応をしてもらったことを伝えましたが、苦情者からはあまり納得していただけませんでした。

以上のように、公害苦情への対応は、街の発展や産業の変化に伴い、法律や条例の基準を守るだけでは解決できない難しい局面を迎えています。以前のような法令や基準値の遵守を確認することで解決し得たケースとは異なり、現在は数値には表れない個人の感じ方に起因する苦情が増えており、行政には事業者と住民の間に立った調整力がこれまで以上に求められています。

特に新たな施設が進出する際は、事前の協議による予防策が一定の効果を上げているものの、基準値内での苦情に対しては、行政指導の限界もあり対応に苦慮しているのが実情です。企業の経済活動や安全確保を尊重しつつ、住民の穏やかな暮らしをどう守っていくべきか。今後も地域の特性に合わせ、双方が納得できる着地点を探る粘り強い取組が必要であると考えています。



茨木^{べんてん}辯天花火大会

がんばっています

「丸く収める」ということ

大分県中津市企画市民環境部環境政策課環境保全係主任

ふじの しょうへい
藤野 奨平



中津市は大分県の北部に位置し、人口は県下3位の81,132人（令和7年12月31日現在）の市です。当市は豊前海に面し工業や漁業が盛んな中津地域と、耶馬溪の山々などの自然を有する資源が豊富な下毛地域で構成され、都市と自然の両方の魅力を感じられます。多様な地形を擁する市域では野依新池のよりしんいけのベッコウトンボ（絶滅危惧種IA類・市天然記念物）、中津干潟のカブトガニなどをはじめとする希少な生物も多く生息しています。「学問のすゝめ」の著者である福沢諭吉は中津で育ち、「解体新書」の編纂に携わった前野良沢は中津藩で藩医を務める等、先人が醸成した文化資本が受け継がれ、私達の豊かな暮らしに息づいています。



中津干潟

中津地域では住宅の開発が進み、にぎわいが高まっている一方で公害苦情を含めた住民の暮らしにおけるトラブルの相談が多様化・複雑化しています。私がこの係に配属されて4年目になりますが、係に寄せられる相談は毎年一通り

ではないと感じています。事象によって問題が発生するに至った経緯やその原因、解決の方策なども全く異なり、これは公害なのか？単に当事者間の争いではないのか？と思える事象も数多あります。原因者が改善策をとってくれない、相談者がひっきりなしに連絡をしてくるのに忙殺されている中で他の相談の対応や日常業務をこなさないといけないので、個々の事象に向き合う時間が取れないジレンマを抱えられている方が（私も含め）多いのではないのでしょうか。ある程度事例のパターンを知って、この相談の場合はこのように対処していこうという道筋を立てながら対応していくことも必要なスキルですが、パターンに固執して四角四面な対応になると、相談者も原因者も納得させられない結果になることもあります。

以前寄せられた相談に、高齢の方がごみを焼却処分していて煙に困っているというものがありました。同様の事例は複数件あるのですが、いずれの原因者も自分で移動するのが困難な状況になっていたり、本来の方法でのごみ出しが難しくなっていて、様々な理由をつけてごみを燃やして処分していました。発生する煙で迷惑を被っている方がいる現状を、原因者と地区との関わりが少なくなってしまうという問題もあり、単に

野焼きによるトラブルとして片付けるのも解決には結びつかないものと思われるものでした。

私たちは近隣の住民の方に状況の聞き取りを行い、普段の原因者の生活状況や支援してくれている人との関わりを把握するようにしました。話を伺っていく中で、近隣住民の方も原因者の暮らしぶりを見るにつけ、こちらに何らかの被害が及ばないかという不安以上に、これから原因者が不自由せず生活していけるのかと心配に思っているということが多くありました。一部の原因者には元々地域で頼りにされるようなポジションにいた方もおり、生活の変わり様に驚いているという言葉が上がることもありました。

この聞き取りをきっかけに、近隣住民の方が原因者の方のごみ出しに協力していただけるようになったケースもあり、地域の結びつきを再認識する機会になったものと感じました。

また、公害苦情とは異なりますが、令和5年の豪雨災害での対応が私の中で印象に残っています。被害が大きくクローズアップされていたのが、氾濫が起きている河川の上流にあたる地域であり、そちらでの消毒対応に注力しなければならぬと考えていました。実際に寄せられる相談にはその地域とは大きく異なる場所からのものがあり、「すぐに対応してほしい」と相談を受けたものの、大きな被害が出ている地域を差し置いてそちらの対応に当たるのは、一個人の気持ちとしては釈然としない思いがありました。しかし、実際に現場を訪れてみると、その場所は著しい大雨が降ると家屋や田畑が水没してしまう状況にありました。先入観を持って対応に当たってしまっていたことを恥じ入り、現場を見て問題に向き合い、私達がそれに対して何を行っていくかを考えるのが重要なのだと改めて考えさせられました。



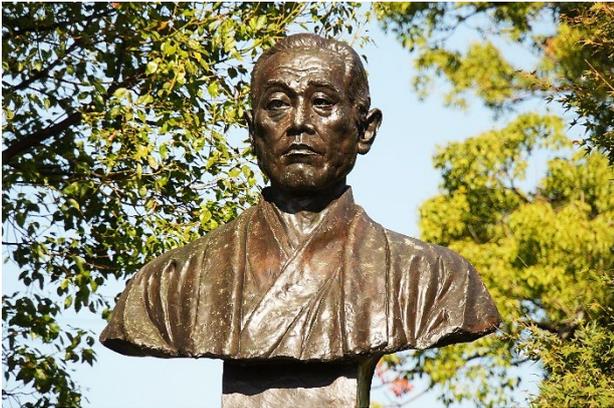
はちめんざん

八面山と中津からあげモニュメント

NHKでバラエティー生活笑百科というテレビ番組が放送されていました。この番組では公害苦情はないにしても、近隣住民とのトラブルなど身近な法律問題が取り上げられ、お笑い芸人の方がコント調にトラブルの内容が紹介した後、パネラーになっている芸能人の方がトラブルに対する見解を述べ、それを踏まえて弁護士の方が法的な見解を答えるものでした。私達も、所管する条例や規則については厳格に運用していく必要がありますが、その前段階、すなわち「この問題にどのような決まりが当てはめられるのか、当てはめられないのか」を判断する時点では、パネラーの方のように気づいたこと、感じたことを出し合いながら能動的に問題の本質を捉えていくのが重要なのではないのでしょうか。半ばおせっかいであるような意見でも、解決するための糸口になるかもしれません。勿論おせっかいすぎても解決策を見誤ることにつながりかねないのですが、番組では大抵パネラーの方々の意見が割れて、複数の見方が提示されるようになっており、これは複数名で様々な意見を出し合うことの必要性を示唆しているものだと考えています。

福沢諭吉は「学問のすゝめ」で「学問の本趣意は、読書のみならずして、精神の働きのあり」と記しています。学びは学んだだけで留めてお

くのではなく、それを周囲に広めていくことが重要だと解せる言葉ですが、私達の業務も様々な事例を知ってから問題に取り組むという点では、心がけとして常に持っておきたいものです。福沢諭吉は生まれや学びを得た場所が関西ですので、揉め事があれば生活笑百科の司会の笑福亭仁鶴師匠よろしく「四角い仁鶴がま〜るく収めませ」という様なことを言われるのかもしれませんが。四角四面な対応でなく、問題に対してそれを解決できる方法で融和させること。角のあるもの同士のそれに丸みを出して、妥協点を提示することが、業務の中で行えればと思っています。



福沢諭吉旧居の胸像

公害等調整委員会の動き

(令和7年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月10日	令和5年(ゲ)第13号 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第2回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
11月12日	令和5年(ゲ)第13号 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第3回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
12月3日	令和4年(セ)第4号 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件 第2回審問期日	兵庫県 西宮市

2 公害紛争に関する受付・終結事 件の概要

受付事件の概要

- 富士見市における事業所からの悪臭・大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第11号事件)

令和7年10月3日受付

本件は、申請人Aに生じた接触性皮膚炎及び頭痛並びに申請人Bに生じた急性咽頭炎、結膜炎及び頭痛等の健康被害は、被申請人が事業所

から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

- 堺市におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第8号事件)

令和7年10月6日受付

本件は、申請人に生じた心臓圧迫・不快感・不眠・疲労感、被申請人が被申請人宅に設置したヒートポンプ設備によるものである、との裁定を求めるものです。

公害等調整委員会の動き

○ 堺市における室外機及び太陽光発電設備等からの騒音・低周波音・振動による健康被害等原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第9号事件)

令和7年10月6日受付

本件は、①申請人に生じた心臓圧迫・不快感・不眠・疲労感は被申請人が設置した太陽光発電設備等によること及び②申請人宅に生じた壁のひび割れは被申請人管理住宅建設時の掘削作業・来客時のアイドリング等によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 堺市における家庭用燃料電池コージェネレーションシステムからの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第10号事件)

令和7年10月6日受付

本件は、申請人に生じた心臓圧迫・不快感・不眠・疲労感は、被申請人が被申請人宅に設置した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 静岡県函南町における製麺所からの騒音による生活環境被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第12号事件)

令和7年10月22日受付

本件は、申請人に生じた就寝中の覚醒及び精神的ストレスの増加は、被申請人が事業所から発生させた騒音によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 杉並区における工事現場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第8号事件)

令和7年10月30日受付

本件は、被申請人らが解体工事に伴い、行うべき散水を行わず、土埃、コンクリート及び鉄くずの微細子を飛散させていることで、申請人にかぶれが発生し、ぜんそくを発症したことでガラガラ声になるなどの被害を受けており、逆流性食道炎も発症している、そして、アレルギー被害により服薬等するようになり、ぜんそく被害への対応として、吸入器の使用等を行っているなどとして、被申請人らに対し、慰謝料として損害賠償金162万5200円を連帯して支払うことを求めるものです。

○ 杉並区における工事現場からの粉じんによる健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第13号事件)

令和7年10月30日受付

本件は、申請人に生じたかぶれ、ぜんそく及びアレルギー症状は、被申請人らが解体工事現場より発生させた粉じんによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 東海市における製鉄所からの大気汚染による生活環境被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第14号事件)

令和7年12月11日受付

本件は、申請人が居住及び生活する愛知県東海市内における降下ばいじんは被申請人製鉄所内の鉄鉱石やコークスなどの製鉄の原材料によるものである、との裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第7号事件)

① 事件の概要

令和6年9月19日、大阪府大阪市の飲食店経営会社から、総合商社及び工事請負契約を締結した建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が所有する建物に生じた南側隣接地にかけての傾斜は、南側隣接地にて被申請人が行った解体工事によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が行った解体工事と申請人が所有する建物に生じた傾斜との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年10月14日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和7年(リ)第2号事件)

① 事件の概要

足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件は、東京都足立区の住民2人が、アクセサリ製造等会社を相手方(被申請人)として、申請人らに生じた抑うつ

状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めた事件について、職権で調停に付し(令和6年(調)第8号事件)、令和6年10月29日、調停が成立した事件です。

令和7年7月16日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、令和7年10月14日、調停条項に定められた義務を怠っているということとはできず、そのほかに、義務履行の勧告をすることが相当というべき事情も認められないとして、義務履行の勧告は行わないことを決定し、事件は終結しました。

○ 西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第2号)

① 事件の概要

令和7年3月25日、兵庫県西宮市の住民1人から、申請人宅の上階に位置する住民1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、申請人に生じた心身の不安定、難聴が悪化する被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音・振動・低周波音によるものである、との裁定を求めるものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和7年11月27日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第13号事件・令和7年(調)第9号事件)

① 事件の概要

令和6年10月4日、徳島県阿波市の住民4人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が申請人ら宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いているなどとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計330万6340円の支払を求めたものです(その後、請求金額は561万340円に変更)。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が本件工場内で、

本件機械を稼働させたことによる騒音と、申請人らに生じた体調不良等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年11月6日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和7年(調)第9号事件)、裁定委員会自ら処理することとしました。

その後、1回の調停期日を開催し、同年12月4日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 能美市における工場からの大気汚染被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第4号)

① 事件の概要

令和7年5月7日、福井県福井市の住民1人(申請人)から、金属リサイクル会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、被申請人が元申請人宅の北側の場所で操業している工場に金属粉砕加工を行い、大気中に汚染物質を発生・拡散させたことにより、申請人は呼吸困難、頭痛、目の痛み、不眠、激しい虚脱感、関節痛、頻尿、尿の白濁、皮膚の上に白い粉の発生、手の平のべたつき・黄変、足爪の黄変、頭皮のべたつきの症状が出たため、避難生活を余儀なくされ、従前の生活や人間関係を喪失し、社会的信頼が損なわれたこと等により精神的苦痛を受けたこと、また、汚染物質の付着により、

元申請人宅及び家財道具が使用できなくなり汚染除去が不可能であったことからほとんどの財産を処分せざるを得なくなったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金 2023 万 3 千円の支払いを求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和 7 年 12 月 15 日、本件申請は、公害紛争処理法第 42 条の 12 第 1 項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、公害紛争処理法第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終了しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委令和 7 年 (フ) 第 2 号事件)

令和 7 年 12 月 2 日受付

申請人が、香川県知事(処分庁)が行った香川県小豆郡土庄町内小部地内における岩石採取計画認可申請に対する認可処分について、取消しを求めて不服裁定を申請したものです。

都道府県公害審査会の動き

(令和7年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 令和7年(調)第3号	空調室外機からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	R7.10.17
神奈川県 令和7年(調)第4号	物流倉庫建設計画変更等の大気汚染等によるおそれ公害防止請求事件	R7.10.17
沖縄県 令和7年(調)第1号	基地からの水質汚濁防止請求事件	R7.10.27
石川県 令和7年(調)第2号	織物工場からの騒音・振動被害防止等請求事件	R7.11.13
千葉県 令和7年(調)第3号	隣家からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R7.11.20
新潟県 令和7年(調)第1号	食品工場及び林業センター低周波音被害防止請求事件	R7.11.25
愛知県 令和7年(調)第2号	金属加工工場からの大気汚染防止及び損害賠償請求事件	R7.12.12
埼玉県 令和7年(調)第4号	老人ホームからの低周波・振動被害防止等請求事件	R7.12.17
広島県 令和7年(調)第2号	工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	R7.12.17
富山県 令和7年(調)第2号	食品工場からの悪臭被害防止請求事件	R7.12.18
大阪府 令和7年(調)第3号	工場からの地下水の汚染等被害防止請求事件	R7.12.23

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
埼玉県 令和5年（調） 第4号 [国道等騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	埼玉県 住民33人	埼玉県A市 国土交通 省 環境省	令和5年5月29日受付 ○A市 （1）毎年12月に環境省の常時監視の手順に従い、国道299号沿いのB地区で昼と夜の騒音測定を行い、騒音レベルの定量的な評価を行うこと。 （2）埼玉県警及び関東運輸局埼玉運輸支局に対して、年に数回の街頭検査ではなく、「違反車両がゼロになるまで継続し徹底した街頭検査」を要望すること。 （3）住民の精神的損害に対して、賠償金50万円の支払いを求める。 ○関東運輸局 （1）国道299号沿線における道路運送車両法違反車両を撲滅すること。 （2）車検逃れを撲滅すること。 ○国土交通省 （1）道路上で爆音を発生する車両を自動的に摘出す	令和7年10月1日 調停打ち切り 調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、被申請人がそれぞれ可能と思われる対応を既に行っていたり、申請人が法的整備を求めるなど不適法な請求事項が含まれていたりするため、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>るシステム（騒音オービス）実用化研究を一層進めること。</p> <p>（２）住民の精神的損害に対して、賠償金３００万円の支払いを求める。</p> <p>○環境省</p> <p>（１）純正マフラーよりも大きな騒音を発生させるマフラーを道路上から根絶するために必要な法的整備をすること。</p> <p>（２）住民の精神的損害に対して、賠償金１５０万円の支払いを求める。</p>	
<p>大阪府 令和７年（調） 第２号</p> <p>[金属加工工場からの騒音等被害防止請求事件]</p>	<p>大阪府 住民２人</p>	<p>金属製品 製造会社</p>	<p>令和７年３月１２日受付</p> <p>（１）被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。</p> <p>（２）被申請人は、振動、粉じんについてこれを軽減する措置をとらなければならない。</p> <p>（３）被申請人は、作業時間を平日午前９時から午後５時までとしなければならない。</p>	<p>令和７年１０月３日 調停成立</p> <p>調停委員会は２回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>(4) 上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。</p> <p>「令和7年9月16日追加」</p> <p>(5) 被申請人は、申請人に対し、解決金として金100万円を支払うこと。</p>	
<p>岩手県 令和6年(調)第1号</p> <p>[駐車場からの 大気汚染等被害 防止請求事件]</p>	<p>千葉県 住民1人</p>	<p>スーパー マーケット経営会 社</p>	<p>令和6年11月29日受付</p> <p>被申請人による店舗駐車場の管理が杜撰なため、駐車場利用者(無断利用者含む。)の多数が自動車のエンジンを停止しておらず、大気汚染物質、悪臭及び騒音を発生させている状況となっていることから、この状況を完全に改善すること。</p>	<p>令和7年10月17日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人と被申請人の主張に著しい隔たりが認められ、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>奈良県 令和7年(リ)第1号</p> <p>[一般廃棄物焼却処理施設移転等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件]</p>	<p>奈良県 住民1人</p>	<p>奈良県A市</p>	<p>令和7年1月20日受付</p> <p>奈良県平成15年(調)第1号奈良市一般廃棄物処理施設に係る調停事件、平成17年1号(参加)事件の調停条項第1条1項の「本件ごみ処理焼却施設の移転を実施」すること。</p>	<p>令和7年10月24日 履行勧告</p> <p>奈良県公害審査会は、審理の結果、被申出人に義務の履行について勧告し、事件は終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>熊本県 令和6年（調） 第1号</p> <p>[カラオケ店からの騒音被害防止請求事件]</p>	<p>熊本県 住民1人</p>	<p>カラオケ店</p>	<p>令和6年9月30日受付</p> <p>被申請人が経営するカラオケ店への防音設備等の設置を求めるもの。</p>	<p>令和7年11月10日 調停成立</p> <p>調停委員会は5回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。</p>
<p>神奈川県 令和7年（調） 第2号</p> <p>[隣家からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>神奈川県 住民1人</p>	<p>神奈川県 住民2人</p>	<p>令和7年7月28日受付</p> <p>(1)光学的異常および騒音の原因の解明と必要に応じた停止・是正措置を実施する。 (2)特に光学的異常（レーザー光様の照射）に関しては、専門機関による客観的な鑑定を求める。 (3)行政等の調整により原因追及・解決を図っていただくよう調停を申請する。 (4)これ等を防御すべく、騒音防止策の窓、防音、光害の遮断の為の費用等に関して費用を求める。 (5)申請人宅と被申請人宅の境界線上に、遮音壁を設置</p>	<p>令和7年11月26日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>する事、および申請人宅と被申請人宅は境界線から75cmしか離れていない。民法上、境界線から1メートル未満の距離の間に他人の宅地を見通る事ができる窓を設置した人は、その窓に目隠しをつけなければならない、となっており、要求をする。</p> <p>(6)これまでにかけた医療経費について請求する。</p>	
<p>北海道 令和7年(調) 第1号</p> <p>[エアコン室外機からの騒音・振動被害防止請求事件]</p>	<p>北海道 住民1人</p>	<p>自動車販売会社</p>	<p>令和7年5月7日受付</p> <p>被申請人社屋に設置されたエアコン室外機による騒音、振動の十分な防止措置。</p>	<p>令和7年12月1日 調停成立</p> <p>調停委員会は3回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。</p>
<p>広島県 令和6年(調) 第3号</p> <p>[コンテナ基地からの騒音被害防止等請求事件]</p>	<p>広島県 住民1人</p>	<p>貨物会社</p>	<p>令和6年10月9日受付</p> <p>A駅コンテナ基地から発生する作業音について、騒音発生前と同等までの減衰を行うこと。また、令和6年6月17日以降から、段階的</p>	<p>令和7年12月16日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			な騒音の一部減衰がみられたことについて、その要因を明確にすること。	本件は終結した。
岐阜県 令和7年（調） 第2号 [工場・倉庫の建物内および敷地内の外部からの騒音被害防止請求事件]	岐阜県 住民1人	板金工事 会社	令和7年4月1日受付 騒音を伴う作業の停止又は別の場所での作業実施。あるいは、更なる防音策を講じての作業実施。	令和7年12月24日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
高知県 令和7年（調） 第1号 [隣家からの騒音・悪臭防止請求事件]	高知県 住民1人	高知県 住民1人	令和7年8月13日受付 被申請人宅乾燥機の排気経路の変更。それができない場合は、乾燥機の使用中止。	令和7年12月26日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和7年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい 第124号 令和8年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel： 03-3581-9959（直通）

E-mail： kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を

身近にあります、
公害問題解決の窓口



公害苦情相談窓口はこちら

お住まいの市区町村又は都道府県の
公害苦情相談窓口を検索できます。



https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html

相談窓口で扱われた公害苦情の受付及び処理件数、公害苦情調査結果報告書として取りまとめています。

詳しくはホームページをご覧ください。

公害苦情調査
結果



<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>

公害紛争処理制度に関するお問合せはこちら

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00

(祝休日及び12月29日～1月3日は除く)

e-mail kouchoi@soumu.go.jp

ホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>

X @MIC_kouchoi



公害等調整委員会

検索

